

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

7 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年7月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 7月24日(木) 午後1時00分から午後 4時 30分まで

2 場 所 勤労青少年ホーム研修室B

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
小林教育総務課長
夏目学校教育課長
鈴木生涯学習課長
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

請井教育総務課係長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 委員協議事項

(1) 新城市教育憲章について

日程第3 7月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 7月の行事・出来事

日程第4 議案

第15号議案 新城市文化財の指定について(文化課)

第16号議案 新城市文化財の指定について(文化課)

日程第5 協議・報告事項

(1) 新城市教育委員会規則による教育表彰について(教育総務課) 秘密会議

(2) 平成27年度使用小中学校教科用図書について(学校教育課) 秘密会議

(3) 平成26年度中学生海外派遣事業について(学校教育課)

(4) 平成27年度「共育の日」について(学校教育課)

(5) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業について（学校教育課）
日程第6 その他

(1) 文化事業について（文化課）
次回定例会議（案） 8月27日（木）午後2時30分
（設楽原歴史資料館会議室）

閉 会

○委員長

では、定刻となりましたので、平成26年7月の定例教育委員会会議を開催したいと思います。

よろしく申し上げます。

日程第1 前回会議録の承認

○委員長

まずは、日程第1、前回会議録の承認ですが、事前にお手元に議事録のほう配布されていると思いますが、何か御異議がなければ署名のほうをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

それでは、署名をお願いいたします。

(会議録署名)

ありがとうございました。

日程第2 委員協議事項

○委員長

それでは、日程第2のほうに移りたいと思います。

委員協議事項としまして、(1)新城市教育憲章についてということで、協議のほうさせていただきますと思います。お手元に教育長から資料が配付されているかと思いますが、よろしいですか。2次案ということで資料がありましたので、一度、教育長のほうから説明をお願いいたします。

○教育長

前回、新城市教育憲章ということで、その作成に向けて、全国の市町村の教育憲章の様子を紹介させていただきました。そして、新城市の教育憲章において、どんな要素を組み入れたらいいかということについて御検討いただきました。

それをもとに、その日のうちに、何とか熱の冷めないうちにと考えて、次の案を作成し、委員さんたちのお手元に送らせていただきました。目を通していただいていると思いますが、いま一度、読んでみたいと思います。

「前文と条文」という御意見をいただきましたので、新城らしい特色をその中に入れ込んだ、読み込んだ内容にということをや意図として、「前文、新城市民は、自然・人・歴史文化の新城の三宝を愛し、ふるさとの誇りとし、子供や若者の声を大切にし、市民総ぐるみで、共に過ごし、共に学び、共に育つ、共育を推進し、日本一の教育のまちを目指します。そして、命をたつとび、仁・義・礼・智・信の五徳を重んじ、文武をおさめ、新城や世界の平和と発展に貢献できる人材を目指します。そのため、市長と教育委員会は、新城市教育憲章を策定し、連携して、教育の中立、継続、安定性を堅持します」。

「条文」といたしまして、

1、新城教育は、子供の人権、男女平等、敬老、異文化共生など、人間尊重の立場を貫

きます。

2、新城教育は、学校を拠点に、顔と名前のわかる共育を推進します。

3、新城教育の中立・独立を大綱、予算において市長と教育委員会で協議し、堅持します。

4、人の命に限りあることを悟り、感動、創造、貢献の喜びのある人生を目指します。

5、学校では、体・徳・知の学びを通し、知識・技能を習得し、感性を錬磨します。

6、地域では、文化、スポーツ等の活動を通し、青春の心を養い、きずなを広げます。

7、新城を熟知し、世界に発信できるよう、読書、作文、議論を活発にします。

8、新城共育12を啓発し、幸せな家庭、安心・安全な地域を目指します。

別表として、新城共育12、「ともにあいさつあいことば」を載せるという一つの案をつくってみました。

○委員長

それでは、前回、一応前文と条文ということで構成をわけるという話で、大体大方御了承というか、そんな内容でどうかという話だったものですから、教育長のほうから前文と条文の2次案ということで出てきましたので、これで御協議ということで、皆さんが思っていることがあれば、この協議 時間で御提案していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員

まず、こういう類いのものは、天網恢々疎にして漏らさずというけれども、目の大きい、粗い網をばさっとかけるような格好にしておくのがいいのではないかと思います。例えば、「新城の三宝」とか「共育」というのは、これは、今の教育長、教育委員会の考えた取り組みであって、この憲章にのせてしまうと、後の教育長、教育委員の動きを束縛しちゃうことになるおそれがあると思いますので、教育憲章というのは、もうずっとこれでいくという方針だと思うので、余り細かいところまでのせてしまうのはどうかなと思います。

それから、中に「五徳」というのが出ていますが、これは一例、こういう、何ていうのかな、価値観を押しつけると言っただけとはいかんけれども、これは、憲法で保障されている最も大事な基本的人権、内心の自由を侵害するおそれがあるので、こういうことについては、表現をできるだけ、緩めておいたほうがいいのではないかなと思います。

○委員長

この内容についてはどうですか。

○委員

この内容については、やはり教育憲章というのは、ちょっとした看板でどこかへ張って、ぱっと見られるようにするのがいいかなと思いますし、それでいくと、やはり100字以内。多くても100字を見当にして、それで、先ほど言った、後の教育長や教育委員会の行動を束縛せんような形で、そして、今の考えを表現していくという形がいいのではないかなと思って、こんなふうにつくってみました。

○委員長

四つの項目については、この条文の中に入っている中身からとも同じものがということ

でいいですか。

○委員

はい。

○委員長

ありがとうございました。

○委員長

今の委員の意見からしますと、後々のことも考えて、もう少し大枠、大きな枠で捉えたほうがいいのかというような意見がありましたけれども、その辺はどうですかね、皆さん。

前回のときには、具体的なもの、要は抽象的になり過ぎるのも形骸化するのではないかと。余り具体的になってしまうと、細か過ぎて、誰も読まなくなってしまうよという話がありましたので、新城らしさというか、新城を入れた形で教育憲章ができればというような形で前回は終わったと思いますので、その辺と、今、馬場先生から御提案ありました、要は大枠で捉えるというようなところも踏まえて、皆さんの意見をちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員

結局、新城の三宝とか共育ということをずっと推進してきて、それが定着しているという、そういう考えのもとに教育長さんのほうも考えてくださったし、私たちも、それが新城市の特色であるし、今後も継続していくべきものなのかなということで、非常にそれはいいなと思っていたんですが、委員は、それだと今後束縛しちゃうということですかね。

先生、新城の三宝って非常に私はいいかなと思うんだけど、それはどうなんですか。大体その新城の特色を非常に端的に捉えていて、この奥三河の自然が豊かであり、それから、民族芸能だとか歴史が豊かであり、そして、そこに人情豊かな人がいるということで、非常に新城の三宝はいいなという、そういう感じはするんですけども。

○委員

私は、どちらかというところ、この目の粗くないもののほうがいいなというふうに考えております。

ですから、例えば、この学校、この町はこういうのでずっと、ある時期まで行きますよという安心感というんですかね、よりどころになるものが欲しいなと思うんです。その具体的なものをやはり欲しいという私は立場なんです。

余り目を粗くしなくて、もう少し細かく。新城の三宝とか共育って、子供たちを引っ張っていくのに、あるいはその町全体がそれに向っていくという面においては、とてもいい具体的なものだと思っております。

○委員長

前文で書かれているそういう文書については、記載したほうがいいだろうということですね。

○委員

いいと思いますし、条文のほうでも、私は、それがのるといいなというふうに思ってい

ます。

○委員

疎にして漏らさずという形でおさめない、言ってみれば、憲章、どこまでっていう感じ方でもありますけれども、憲章という形でおさめるということになると、そういうふうにはやはりなっていくのかなというふうにして思うんですね。

ただ、それが、言っている話のレベルが、第1条、第2条、第3条で、これは細かくて、これはざっくりしていて、これはまた細かくて、次も細かくてみたい、細かいのとざっくりしているのが変に入りまじってしまうと、全体の構成としては不自然な感じになってくると思うので、どれぐらいの疎な感じなのか密な感じなのかということレベルとしてそろえる必要があるかなと。

そう考えた上で、三宝とか共育というふうなことをどう捉えるかですけれども、これは細かいことなのかどうなのかというのは、ここでどう位置づけるか、位置づけていけると考えるかだと思うんですね。「ただいま新城の三宝キャンペーン中」というようなイメージだったり、「共育キャンペーン中」というキャンペーン期間の特別な言葉だったりするのか、それとも、これが新城のスタンダードなんだということなのかというのを、今この状況だと、認識がちょっと違うんじゃないかなって思うんですね。

やはりそこを、この三宝と共育というのは、大きな文言だと思うので、どう扱うかということはきちんとおむ必要があるかなと思います。

その上で、先ほど申し上げた、細かいことをいうのか、ざっくりした形にするのかというのは、教育を4項目とか8項目であらわそうと思っているので、それにふさわしいきめの細かさ、もしくは目の粗さというのをお考える必要があるかなという気がします。

○教育長

そうですね。基本的に、どこの市でも当てはまるようなものではない新城の特色が出たほうがいいのではないのでしょうか。例えば、新城教育憲章といっても、それはそのままの文言を豊川市に持って行ったら豊川市にも当てはまる、豊橋市にも当てはまるというのは、これは教育基本法か何かに準じたところで述べれば、その大枠になると思うんですけども、やはり新城市ならではというものが出てこない、単なるお題目に終わるのではないかなと思います。

三宝と共育についてですけども、学校教育の、特に初等教育ですね。初等教育においては、やはり自然・人・歴史文化を学ぶというのは、これはもう最大限基礎的なことで当たり前のことなので、それに対してネーミングがついているかついていないかということの違いだけであって、しかも、ともすると、学校教育というのは、知識のほうの知育に偏りがちで、肝心のふるさとのことを学ばずに、頭でっかちになるというおそれが常にあるわけなんです。そういう意味合いで、やはり自然・人・歴史文化をきちんと位置づける読み込みということは、新城ならではの文言になると思います。他市の紹介の中にも、そういった、「うちの地域は」ということは必ず教育憲章の中に読み込んであったと思うんです。特色は、必要な要素だなと思います。

それから、共育については、これは、今後の日本の教育を考える上で、学校教育だけで

子供の教育が形成されるということは、学校の思い上がりであると思うわけです。しかも、家庭教育や地域教育がだんだん貧しくなる中において、やはり学校を拠点として、家庭、地域が一緒になって子供の教育に携わる、あるいは生涯学習にいそしむといったことが、やはり10年後、20年後を目指したときに、必要な教育概念だと思うわけです。

新城市がそういうアドバルーンを上げていることに対して、今朝も仙台市のほうから、「新城の共育の考え方非常に共感する。ぜひその話をもっと詳しく知りたい」というようなオファーもかかっております。むしろ、文科省がやるからとかやらないからではなくて、新城の現実の子供や家庭や地域の状況を考えたときに、どういう言葉が一番、この地域の未来を考えるとときにふさわしい言葉であるかということを検討して位置づけることが大事なのではないかなと思います。

○委員長

この新城市教育憲章の主語は誰だという話の一つあると思うんですね。市民全員なのか、教育委員会と市長が決めることで、それが主語なのか、その辺がどこなのだという話を考えると、教育委員会の人たちで決めたという話ではなくて、「新城市民は」という主語があってもいいのかなというふうに思います。

そういう意味では、僕はその新城の三宝というのは、普遍的なものなので、これは入れてもいいのではないのかなと考えています。

○教育長

あえて前文の一番最初に、主語として「新城市民は」という言葉を位置づけたんですね。いわゆる、学校教育や生涯学習のそういったエリアにおさまるのではなくて、市民全体として考えていこうという、そういう気持ちを込めたつもりですけども。

○委員

前文でいうと、私は新城の三宝、それから共育、新城市教育憲章、一番最後の教育の中立、継続安定性という、ここのところは、そのままでいいと思うですよ。ただ、先生の見解の中で、私もそれはやはりちょっと考えたほうがいいのかもしれんなと思ったのは、「仁・義・礼・智・信の五徳を」のところ、これは儒教的な考えなので、ちょっと検討の余地ありだなと思いました。仁・義・礼・智・信は、私は言葉としては好きだけれども、ちょっと儒教的過ぎるかなという、そういう感じがするので、これはやはりちょっと検討の余地ありだと思います。

共育と新城の三宝は、やはり新城市の教育憲章という、そういう独自性を出すし、それはやはり新城市民が今後も目指すべきものですから、そこはぜひ入れていただいたほうがいいかなと思います。

○委員

今、委員長が言われた主語の問題で、これはやはり制定の事務上の問題で、我々教育委員は、市長とか議会のように、住民から選ばれた住民の代表ではない。市長が議会の承認は得ていると言っても、教育委員が住民の代表という考え方は、ちょっと無理があるかなというふうに思います。

だから、「市民は」というふうに主語にするだったら、それだけの事務をとらんとまず

いなと思って、それを逃げるために、僕は、「新城教育は」というふうに主語を置いてみました。

それで、何か新城市に法制局みたいな部分はないだかね。条例なんかの、法令なんかの整合性を見るような、そういうところで見てもらわないといけないね。

○委員長

それでも、例えば議会通過したら、それで承認されることになっちゃうんじゃないですか、これは。そうはならない。

○教育部長

今の先生の、何か法制局みたいな部署があるかないかということですが、あるにはあるんですが、通常の法制執務、この法律をどうやって、こういうふうな体裁を整えるものですよというような部分の検討はしますが、今のこの新城教育憲章の主語をどういうふうに置くのかというのは、法制執務上の問題ではなくて、もっと根源的なものになりますので、そこまでの検証は恐らくできないと思います。

○委員

あの例えば弁護士さんに見ていただくとか、そういうことは可能なんですか。

○教育部長

体裁がどうなんだという部分は見ていただけなんですけれども、そもそも憲章というのは法律文ではないですね。一つのこのスローガンみたいなものを一つ形にするというものですので、新城市の教育というものの思想信条みたいなものをこのところにあらわしていくということですので、弁護士さんがどうのこうのという筋合いのものでは全くないと思います。この主語にしても、委員の言われる新城教育というものを主語に置くのか、新城市民を主語に置くのかというのは、これは策定に携わる方々のこの思いによるものだというふうに思います。

○委員

そのところってね、以前、教育長さんが用意してくれた、奈良市だとか、ひたちなか市、富士吉田市、そういうのを全部見てみると、例えば、土庄町なんかでいうと、「町民は」というね、そういうのが主語になっているし、あるいは「奈良市は」というふうにもなっているし、結構いろいろばらばらですね。だから、そこら辺のところは余り問題ではないかなということは、私は思うんだけども。

○委員

その辺を前例としていいかどうかということは、ちょっと検討しなくてはいけないと思うんだけども。

○委員長

僕は、いわゆる教育界の人たちだけが持っているものではなくて、新城市民がそういう教育、大人でも子供でも同じように、この文言を題材にして、「教育の現場にいるよ。自分も育つ、同じように育っていく」というふうにするのであれば、私は、「新城市民は」という主語が明確でいいのかなと。それが、みんながそれで納得したのかという話になると、それはまた別の話です。

○委員

「新城市民は」、という言い方のその主旨というかすごくわかるんです。その上で私たちがこれをつくる理由というのは、新城市民に対して、ある一定の教育を保障するというか、約束事にするというような性質が非常に高いかなと思うんですよね。中立性の高い教育というのを保障します。継続性、安定性についても堅持しますということを約束事にと。それを市民が誓うのか、市民に誓うのかみたいなどころもちょっとあるかなと思ひまして、そこの主語は誰だということは、結局そこだと思ひんですよね。

今回、これを制定しましょうということになって、経緯からすると、市民に対して、でも、新城市民を含めて新城なので、どういうふうな理解にする、どういう解釈にするということにはなってくると思ひますけれども、そこがやはり一つはわかるというのが必要なのではかなという気もします。その意味で、「新城教育は」という言葉の選び方というのは、条文のほうはそちらを教育長も使っているしやあって、これは、ある意味、その辺が曖昧であるけれども、その新城教育の決意というものをあらわしているような気がして、悪くないのではないかと思ひてたんですけれども。

○委員

ただ、前文でも、最初のほうは「新城市民は」だけれども、後半のほうは、「市長と教育委員会は」というふうになっているものですから、何ていうのかね、トータルに、まずは「新城市民は」ということで、そのために「市長と教育委員会は」で、条文のほうを見ると、「新城教育は」だったり、「学校では」とか、「地域では」とか、いろいろな立場でそれぞれの条文が述べられているものから、相対的に特に問題があるというふうには、その部分については考へなかつたんですけれどもね。

○委員

これもね、やはり委員長が言われたように、主語はというのは、やはり大きな問題だと思ひ。だから、主語を「新城市民は」というふうに持っていくであれば、それを決める権限というのは我々に果たしてあるのかなと。やはりこれは議会とか、市長は市民の代表なのでいいですが、市長とか議会にしていただかないと、制定の手続き上でちょっと問題が出てこらへんかなということは思ひますね。

○委員

この教育憲章というのは、議会に諮るんですか。それによって、何か言葉も違ってくるんですかね。策定が制定になったりとか、変わってくるんですかね。

○教育部長

議決が必ず必要だというものではないですね、条例とは違ひますので。

ただ、ちょっとこれは確認というか、調べてみないと何とも言へないんですが、今、教育憲章を議論させていただいておりますね。今、同時平行的に市民憲章を、これは市長部局のほうで、今、作成に向けた検討を進めております。それも憲章なんです。ですので、それをどういったもので最終的なというか、しっかりしたものにしていくのかという手続的な部分をちょっと一度確認をしてみます。

前にもちょっとお話をしたことがあると思ひのですが、憲章といつても、その強制力と

いうとおかしいですけれども、どれだけ確固たるものにしていくのかというところで、一つの手法として何らかの形で議会へ諮って、それで議会の承認を得るというのも一つの手法じゃないのか。議会が、「いいですね」ということで認めていただければ、それだけ重みのあるものになっていくということもあるものですから、議決までは絶対必要条件としてあるわけではないですけれども、そういった疑問も一つは考えられるのかなという気がしますので、一度その市民憲章のほうのやり方というんですかね、あれも一度確認をとってみたいと思います。

○教育長

市長との間においては総合教育会議で決定を見るわけなんだけれども、教育委員会のサイドでいうと学校教育と生涯学習をやっている、生涯学習については、常に主語は「市民は」なんですよ。市民の生涯にわたる教育ということをやるという意味合いにおいては、常に「新城市民は」が主語になってくるわけなんですよ。

前文として、この主語をどう位置づけるかということについて、素案のところ、私たちが、では、どこを対象とするかということの意識は、やはり文言としてしっかりと位置づけておく必要があるんじゃないかなと思うわけ。日本国憲法前文においても、「我々日本国民は」と。それから、教育基本法においても、「我々国民は」というような主語があるわけなんだけれども、素案の段階において、多分それは位置づけられていたと思うんですよ、「我々は」とかいろいろな形で。だから、この憲章を誰に向けて、誰たちがその主体者として進めていくかということ、これは、やはりきちんと位置づける必要があるなというふうに思います。認める、認めないかは、これは教育総合会議なり、あるいは議会へかけるならば、議場の中で、その決定者が判断してくれることなのではないかなと思いますので、私たちの意思としては、やはり言葉として反映していく必要があるのではないかなというふうに考えます。

○委員

ちょっとその辺は時間として検討したいなというふうに思うんですが、先ほどから問題になっている「三宝」とか「共育」については、僕は、きょう出させていただいた2とか3、このくらいの表現にとどめておいたほうがいいのではないかと。毎年、議会の教育長方針でやる新城教育の方針のこれに入れるのは何も問題ない。ただ、憲章の中に入れてしまうとどうかなというのが僕が先ほどから言っていることであって、自分の意識して2と3にこれを入れておきました。

○委員長

委員は、スタンダードの中の言葉として入れるのではなくて、もうちょっと普遍的な言葉におさめようというような感じですね。この辺、意見がちょっと分かれるところなんですけれども、どうでしょうか。

○委員

委員の言われることはわからんわけじゃないけれども、2や3だと、先ほど教育長も言ったけれども、これは、豊川でも、豊橋でも、蒲郡でも、北設でも、どこでも通じる。だから、日本国中全部これがあればいいというふうになってしまうので、やはりもうちょっと

新城らしさが出たほうが、新城市の教育憲章という、そういう感じが私はするんだけど、その辺はどうなんですか。

○委員

それが難しいところだね、どう判断するかは。

大体、こういう憲章なんていうのは、そういうものではないかな。不易の面で、まずは先ほど言った、ぱさっと大きい網をかけておくのが、こういう憲章とか、憲章というのは憲法みたいなものではないかなと思う。それで、それを具体的にどういうふうに解釈し、政策に取り入れていくかは、その時々、教育関係だったら教育長や教育委員会が検討してやっていくと。今の教育長や教育委員会がずっとこれからのものまで束縛してしまうというのは、これはやはりよくないし、そうするとやはり、どこのものなのか、無国籍というのかね、先ほどから話で言っているような内容、薄いものになってしまうので、難しいところだね。

○委員長

この辺、前回、入れる要素としては、共育の要素も入れたほうがいい、それから、教育の中立、継続、安定性、これも入れなければならんと。それから、素材としての、いわゆる新城の素材、自然・人・歴史文化、これらも入れていくという話で、今回、文言ができてきていると思うんですけども、この辺もうちょっと議論する余地があるかもしれない。意見があれば。

○委員

先ほど日本国憲法の、どこへ持っていっても同じとおっしゃったと思うんですけども、私は、あれはもう日本独自のものだと思って、やはり体制の違う国へ持っていっても通じない話だし、やはり日本のことだから、今、いろいろな、集団的自衛権にしろ、ああだこうだともめて、9条を変えるなという話になっていると思うんですよね。だから、やはりあれは日本独自のものだし、新城は新城独自の教育憲章があつていいのではないかなと思うんです。

○教育委員長

入れる要素としては皆さん同じなんですけれども、文言の意見が今、少し相違していると思うんです。

○委員

私自信は、三宝と共育はスタンダードの部類に入れても差し支えのないことではないかなと思うんですよね。三宝というのは、郷土に対する誇りであったり、自分自身、自己肯定感で、私は、わざわざ愛国心という言葉にすることは余り好きではないんですけども、自分のよって立つところをきちんと持っているということは非常に重要なことで、それを象徴的あらわした言葉が、新城の三宝というふうな言葉だと思うんです。もしかしたら、確かに先生の言われるとおり、このこと自体は変わらなくても、新城の三宝以外の表現をされる方が、また今後出てくるかもしれない。もっと何か、そのとき、そのときにマッチした表現みたいなものが出てくるかもしれないというのはあるかもしれないんですけども、アイデンティティーをはぐくむという意味では、新城の三宝の考え方というのは、スタン

ダードに位置づけていいのではないかなと。

共育ですけれども、これも確かに今の新城ならではの言葉なので、まだ今のところ新しい言葉だったりします。そういう意味で、変わらないものになるかならないかというようなどころに立っているというのも確かかなと思います。

でもやはり、これは、ここからスタンダードにしていかなければならないという決意が本来あるべきものなのかなと思うんですね。「もう、みんなで子供を育てようよ」というふうなことともう一つ、共に育つということもずっと言っていて、学びというのは、学校にいるから学ぶではなくて、大人になっても結局学ぶというふうなことがないと、子供のときの学びというのは生かされていかないですよ。大人が学ぶから、子供も何のために学ぶのかというふうなことを感じながら学んでいけるような気がするんですね。そういう意味で、共育、「みんなで子供を育てるとともに、育てながら、また自分たちも育てていくよ」というような学びの継続性みたいなものも一つあらわしている言葉でもありますし、ここはもう覚悟を決めて、これをスタンダードに育てるのが使命かなというふうには感じますね。

○委員長

特に僕の意見としては、前文を2段、「新城市民は」というのと、そのために「市長と教育委員会は」ということで、主語が二つあるんですけれども、実は、前文は、新城市民誰もがしゃべれるような、この間も言ったんですけれども、誰もが、例えば月に1回ぐらいの、いわゆる先生方の会合での頭に確認事項として入れるようにするには、例えば、「新城市民は」で主語を全部統一してしまうと。その中で、教育の中立、継続、安定性というの、「堅持し」という言い方がいいかどうかわかりませんが、新城市民は、その上に立って共育を推進するよというふうな、「新城市民は」とするならば、最後まで新城市民を入れるような文言があって、前文があるのがいいのかなと。内容については、僕は余り問題はないと思っているんですけれども、前文はそういうもので通して、条文の中で、それぞれ項目ごとに、教育現場や地域のことやということで項目を分けるというふうな形にして、前文は、5万人の市民誰もが言えるようなものがあるのかなというふうに思っています。その中には、新城三宝とか共育という言葉が入っても、僕は何も問題はないと。

○教育長

その前に、先ほどの「仁・義・礼・智・信」、ここまでは省いてもいいと思うんですよ。「徳を重んじ」という形に。4行目、「命をたつとび、徳を重んじ」。それは、やや普遍的になると思うのです、いろいろな徳があると思いますので。十徳もありますしね。

○委員

私、きょうは教育長先生の文をもとに、私なりに解釈させていただいて、私なりの言葉にさせていただきましたので、またこれを御審議いただけたらと思います。

言葉といたしまして、私は、やはり三宝とか共育というものをぜひ入れていただきたいということで、この三角のあれですけれども、これを。一番もとになるのが、命とか自然の尊重ということになっていくと思います。これが一番、人が生まれたときのベースであ

って、あと、五徳がもし、人としてのあり方っていうんですか、その上に体・徳・知というふうに分かれていくのかなと。

○委員長

文書のほうは、教育長のものをたたき台に、少し変えた形の文言でということですね。

○委員

そうです。「2次案の作成に向けて」というのを読ませていただいて、その前に、また、「新城教育憲章の原点の検証・確認」というものと照らし合わせまして、これは一体どれに入るんだろうということを考えましたときに、「命、自然の尊重」というのは、人が生きるというベースになるもので、「五徳」というのは、人としてのベースとなるもの。「体・徳・知」というのは、個人としてあるもの。その上に知識・技能があって、この知識・技能によって社会人として働く知力がつくということ。そして、今、一番上のところが、感性を磨いて、新しいもの、イノベーションというんですか、これによって創造とか改革があって新しい時代へ向っていけないのではないかと。これが、例えば、新城教育なら新城教育の目指すことかなということを思いました。

あと、もう一つの組織図なんですけれども、緑の矢印のあるところなんですけど、共育というのは、全て生涯教育もそうだし、あと、スポーツも文化も全てかかわってきているんだろうと。今後、部活がどうなるかわかりませんが、その部活も共育の一貫になるのかなとかいうふうに思いました。この矢印の方向で、これで果たしていいのかちょっとわからないところもあるんですけれども、こういうふうに教育部の組織図は考えられるかなということですね。

あと、やはり、「新城市民は、歴史文化の新城の三宝を愛し、ふるさとの誇りとします」というふうに、私は、この教育長の言葉を「愛し、」、コンマではなくて、それで断定したいなと思うぐらいで。そうすると、ばあんとしたものがあるかなと思ひまして、そこで切らせていただきました。その次に、共育が参りまして、あと、「子供や若者の声を大切にし」という言葉が最初に教育長先生のほうは来ていたんですけれども、若者や子供の声を大切にするというのは、このごろの話かなということをおもうんですね。

先ほど言われた五徳の前の言葉なんですけれども、もし古くさければ、とってもしいいかなという感じがいたしました。

「新城や世界の平和」だとちょっと大きいかなということで、「日本の平和」というふうにさせていただきました。あと、策定か制定か、あるいは堅持か遵守か、その辺はわかりませんでしたので、括弧いたしておきました。

条文のほうなんですけれども、1番は、やはりこの三角の図の中の一番下の、一番太い部分になるかなというふうに思いました。そして、これは全部、新城教育でやらせていただいたんですけれども、やはり三宝が来て、そして、共育が第3条で来まして、共育12の啓発のところですが、これは、もう言葉をまとめさせていただいて、「推進し、共育12を啓発し、」という言葉にさせていただきました。

4番のところですが、「感動、創造、貢献の喜びのある人生を目指します」ということですが、これではよくわかりませんでしたので、説明いただけたらありがたいと思います。

○委員

そして、教育長先生のほうの「体・徳・知の学びを通し、技能を習得し、感性を錬磨します」。これはちょっと難しいかなと思って、「磨きます」という漢字で書かせていただいたことと、6番のほうですが、教育長先生のほうですが、「青春の心を養い」、多分、これは生涯学習だと思うですけれども、これをどうしていいのかわからなかったです。

○委員

「友情」というふうにかえました。

あと、7のことは新城サミットを念頭にお入れになっているのかなということを書きましましたが、わかりませんでしたので、書きませんでした。

○委員長

あと、前文と条文に分かれています、その辺の構成の仕方はどうですか、皆さん。それと、前文の内容と重複するようなものを条文の中に入れるのか入れないのかというところもあるものですから、前文でうたってあれば、もう重複するものはこの条文の中入れないというような考え方もあるものですから、その辺はどうでしょう。

○委員

条文の3番が、これがすごく大事なことなので、きちんとしたいと思うんですけれども、ちょっと異質な感じがするんですね。これをどこで担保していくのかをやはりきちんと考えた上で、ここにはちょっと入れづらいのかなということを感じます。

それから、「学校では」とか、「地域では」というふうなことの取り上げ方というのは、うまくほかのところとそろってこないという感じがしまして、それは、先ほどちょっと申し上げた「新城教育は」なのか、「新城市民は」なのかということにまた戻ってしまうのかもしれないですけれども、誰に対してなのかということと、誰が誓うのかということはやはり違うので、そこを整理して、読んでいて、「あれっ、主体はどこだっけ」とか、「あれっ、誰に向けて言っているんだっけ」というように、読んでいるほうが不安にならないあらわし方というのを整理ができるといいかなと思います。

それから、「新城を熟知し、世界に発信できるよう、読書、作文、議論を活発にします」ということを、ちょっとこれは細かいかなというふうな気がするんですね。学校現場であるならば、ぜひこれは入れていったらいいかと思うんですけれども、少なくともイメージとしては、「新城教育は」だったりとか「新城市民は」みたいなことだとすると、もちろんこれはやっていきたいですけれども、ここにあって言葉を列挙して言及することかどうか、その辺を整理ができるといいかなと思います。

ちょっと戻りますが、「人の命に限りあることを悟り」という言葉ですけれども、これが私たちが本当に考えていかなければいけないことで、そもそも私は道徳よりも哲学のほうが必要だと思っているので、本来的にはこういうことだと思うんですね。多々こういう内容のことを上げていくのであれば、そこにいたる道筋というか、その辺のことがはっきりできるといいかなということを感じました。

○委員長

中身については、文言だけ考えればよいと思うんですが、条文のところは、全て、例え

ば新城教育なら新城教育という文言で書ければ、条文自体は全部、今の、例えば統一性が見られるのかなと。新城市民は、こういう前文で、教育の現場を自分たちで実施をしていますよと。その細かな教育の中身というのは条文で照らされているというような流れに、いま一つ構成してみたらどうかなというふうに思います。

○委員

何か今、イメージしたらすっきりした気がしました。

そうすると、初めに新城市民はと言った意味もはっきりするし、それに対して市長と教育委員会がどういう責任を負うのかということもはっきりしますし、その後、「新城教育は」でずっと続いていくということになると、それが、きちんとそれを制度にしていきましようねと。制度というか、約束事にしていきましようねということが見えてくるような気がします。

○委員

やはり生涯教育というんですかね、共育というんでしょうか。それは、新城教育の中には、大げさに言うと、全ての部分においてそれが入っているような感じがするんですよね。2番のこの6個の中の一体どれに入るかというふうな感じからすると、やはり共育が入っているなというのが全てのところに出てきてしまうという感じですから、それを踏まえて、例えば「新城教育は」という文言だと、先ほど委員さんがおっしゃったように、すっきりするという感じはあるかなと思いました。

○教育委員長

前文、僕、ぜひ、その共育を入れてほしいんですけども、前文で格好よく共育とぴしっと言っておいて、あまり小出しせずに、最後に別表で「新城共育12」を入れて、もうこんな具体的なプランは実はもう今、やっているんだよというのがあれば、もう十分、その思いの中身というのがわかってくると思うので、前文にぴしっと一言、文言がぽっと括弧書きで入っているというので。後は具体性のものを別表に照らし合わせれば、中身というのは把握できるのではないかなと思います。

○教育長

4番、5番、6番というのは、今、新城市の学校教育振興の基本計画、あるいは生涯学習振興の基本計画、その中のいわゆる柱となる、その考え方をここへ持ってきてるわけなんですよ。感動、創造、貢献の喜びのある生涯学習活動を続けていこうというのが、一つ、生涯学習の柱になっているものですから、その言葉をこちらへ持ってきているということ。学校教育の中では、体・徳・知という言葉が柱になっているということ。

それから、6番はですね、どういう言葉がいいかというのは、非常に難しいところなんです。前市長のころからずっと大切にされてきた「青春」という言葉は非常に曖昧な言葉なんだけれども、若さを失わずに、生涯現役、生涯青春を養おうというような意味合いのイメージにこだわった言葉にここだけになっているね。だから、そういった言葉も含めてどうかということ。

7番は、学校教育でいうと、三多活動ということをやっているんですけども、文科省も朝の読書だなんていって、非常にメインに推しているわけです。でも、これって現実を

考えてみると、親はテレビ見て遊んでいるのに、子供だけ本を読めなんてことは不可能なことであって、やはり大人も子供もそういったこと、本を読むとか、手紙を書くとか、あるいは日本人の苦手な、いろいろなテーマに基づいて話し合うといったようなこと、生涯学習計画の中に多分入っていなかったと思うんだけど、そういったことも啓発的な意味合いで入れたらどうだろうかという項目ですね。

○委員

「世界に発信できるよう」というのは、やはり新城サミットが念頭にございますか。

○教育長

意識していますね。それから、日本の平和というのもいいんですけども、これは教育基本法でも憲法でも、やはり世界の平和ということをやっているものですから、自国の幸せと平和だけを願うのではなくて、目は世界に向けてという視点を養う必要があるのではないかなということで、国外まで飛び出しました。

○委員

細かいことなんですけれども、条文の2のほうの「新城教育は学校を拠点に」という学校を拠点ということに対して、私、ちょっと疑問に思っているんですけども、確かに、今は学校を拠点にしていろいろ言っているわけですが、でも、将来においては、その地域のもっともっと、例えば、これは共育が発展して大きくなった場合、地域も大事になってくると思うんですよね。先を考えたときに、学校を拠点にだけでいいのだろうかというふうに思ったんですが。

○教育長

旧新城地区でいうと、公民館を拠点にという考え方でキャンパス構想を進めていたんですけども、鳳来、作手にはそういう考え方がなくて、生涯学習のほうで、今、非常に苦勞しているんですけども、ただ、行政区にある公民館、活動を進めていくといったときに、行政区に子供がいない、そういったところがいっぱい生じているということと、それから、公民館活動の活発さ具合というんですか、しっかりやっているところとそうでないところ、形だけの公民館の施設だけを維持しているといったところと多々あるものですから、都市部なら公民館とか地域の拠点でいいと思うんですけども、新城市の場合だと、もうそれだけでは子供は含まれないという状況が多々生まれているのです。それから、黄柳川小学校にしろ、作手小学校にしろ、学校を拠点とした共育活動のできる施設という哲学を設計の中でも入れ込むということ等を通して、やはり都市部、まちの中心部はいいんですけども、そうでないところは、もう全て学校拠点にしてと。それにかわる施設があればいいですけども、ない場合は、一番拠点にしやすいところではないかなと。そこで、その学校の教師だけではなくて、地域の方々も子供と接する機会を設け、そして、さまざまな教育の機会、それを得て、互いに教育的責任を分担し合うといったような状況が、新城で生まれ育つ子供にとって最も有益な教育環境なのではないかなという意味合いで、「学校拠点に」という言葉にしました。

○委員

今、委員さんが言われたことと教育長先生が言われたことは一緒なんですよね。見てい

くと、教育長先生のほうでは、「新城教育は、学校を拠点に」と書いてあるけれども、川口さんのほうは、「学校と家庭教育で」と、そういうふうになっているので、基本的に考え方は同じですよ。言葉は違うかもしれないと思いますよ。

○委員長

学校と家庭、地域ということですね。

○委員

そう、そうそう。学校と家庭と地域、同じ。ただ、むしろ後半部分が違って、「顔と名前のわかる」というのが教育長さんの言葉なんだけれども、委員のほうは、「共育を推進して、共育12を啓発して、幸せな家庭、安心・安全な地域を目指します」という8番目のほうとくっつけてあると、そういうことですよ。

○委員

そうです。

○委員

目指すところは、やはり幸せな家庭で育つ子供ということかなと。

○委員

共育というのはね、本来の目的はそうじゃないかと、そういうふうに。基本的な考えはそんなに違ってないとは思っていますけれどもね。

○委員

市民憲章なのか教育憲章なのかというところが一つはあるかなと。今、その辺のところは市民憲章ができてくるというふうなことになっているので、そこと相反するということはまずないと思うんですけど、「それは市民憲章で言うことだよ。それに対して、教育憲章だから教育の見地から何を誓いを立てるのか」ということだと思うんですよ。だとすると、どのような人材であろうとするのか、もしくは、どのような人材を育てようとするのかというところは、教育憲章で特化するべき大きな枠組みじゃないかと思うんですよ。いかがでしょうか。その辺を、「あっ、いいことを言ったね」というのではなく、教育憲章であることの意味を十分考えて、「いや、つくってよかった」、「市民憲章だけではなくて、ここであってよかった」と言われるような、思われるような、思いたくなるようなという話になるんじゃないかと思ひまして、多分全然知らない人が、この議論を聞いたとしたら、どこに向っていますかということを確認したくなるんじゃないかなと思います。

○委員長

一つ、その人材を育てるという表現か、もしくは、何々する人間を目指すのかという次元の話ですね。子供だけじゃないかもしれない、大人も一緒なので。これは、ここからこれ、こういった人間を目指しますと。市民か、言い方はあるでしょう。その辺はどうでしょう。

○委員

教育長さんも他の委員さんとも基本的に一緒なんだけれども、読んでいて、ちょっとやはりこれだけは違和感が感じられるなと思うのは、やはり、「市長と教育委員会が、教育

の中立、継続、安定性を堅持します」という、その言葉、それから、条文でいうと、「中立・独立を大綱、予算において市長と教育委員会で協議し、堅持します」と書いてある。そここのところは、異質といえば、これは異質なんだよね、これがね。これをとってしまえば非常にすっきりするなどは思うんだけど。ただ、最初の会議で、やはりこれを入れないと何のための歯どめになるのか。今度の新教育委員会の制度に対して、私たちがどういう形でこれを制定していったらいいかといったときに、やはりこれはどうしても必要だということで多分入れてくださったんだよね。入れてくださったんだから、読むと、「いや、これは何となく、ちょっと違和感がある」といえば違和感があるね。

○委員

上の「市長と教育委員会は」というのは、あってもいいかなと思っていて……。

○委員長

約束、覚悟だね。

○委員

3番は、やはり異質だと思う。ただ、非常に重要なので、この内容というのを引っ張り出せるような、この内容を引っ張り出せるための一言というのを、「ここだよ」というふうにして私たちは確認をしておくこと。先ほど言った、「連携して堅持します」というのは、結局そこになってくるかと思うんですけども、それをやっておくのか。それとも、3番みたいなものを中心とした約束事というので固めるのかと。それはもう方針をどうするかということなので、1から、どちらにしますかというふうな話をしなければいけないですね。

○委員長

3番については、どう書くかちょっと難しいんですけども、やはり条文としては、教育、1番とか、それから、先ほど言っていた振興計画にのっている4番、5番、6番とか、その安全・安心とか、そういう内容はのせるべきだと。3番自体が、それとはちょっと異質なんですね、文言と内容。

○委員

話がそれるかもしれませんが、最も大事なものは内容であることは間違えないけれども、それでも、ある程度、体裁も大事ですね。「教育憲章、何だったかな」なんてファイルから出して見るよりかも、何かぱっとどっかに掲示できて、「ああ、これだ」というふうにしたほうがいいかなというふうに思うし、そうなるとやはり100字以内。だから、前文はとって、とにかく言いたいことを三つか四つ、ばんっとのせるといいなというのは僕がつくったこの考え。

○委員長

皆さんはどうか、前文、条文。

○委員長

まだ前文は結構大事な要素がいっぱい入っているような気がするのですが、文章はあってもいいのかなと思うんですけども、その後の条文を、例えば先ほど僕言ったのですが、その共育という表現があるのは全部、重複するものは排除していくということにすれば、もう

少し項目を絞れるかなという感じはします。

○委員

条文の1なんかすばらしいですよ、これは。「異文化共生など、人間尊重の立場を貫きます」なんていうのはすばらしいことだと思います。

○委員長

4、5、6もいいと思いますよ、僕は。

○教育長

何ていうか、そもそもこれをつくる意図は、市民憲章みたいに、暗唱してそらんじてやっていくのか、あるいは、新城教育の普遍性を保つために、必要な条項を押さえるのかという、そもそもの出発点なんだよね。それで、第1次案の素案として出したのは、覚えるというような要素でちょっと語呂合わせ等はやってみただけけれども、でも、やはり出発点は、教育の中立性を守るためにということ。そこに新城教育の特色をいかにして文字化するかといったような要素なので、覚えてもらうとしたら前文だけで、あとは押さえだけでいいんじゃないかなというふうに思うわけね。100字というのは、覚えてもらうだけの憲章であれば、それはいいんだけど。前の新城市民憲章を見たら150から200字ぐらいあるし、鳳来町はもっとあったと思うんだよ。だから、あの新城市民憲章だって覚えられないね。幾ら短くたって、やはり、何ていうか、その気がなければ覚わらんし、その気があれば覚わるというふうに思いますね。

○委員

これは昔から気になっていることだけれども、「5、学校では、体・徳・知の学びを」と。通常、学校は知・徳・体と、これまでずっと通ってきているね。教育基本法も、多分こういう順番で中に入っていたと思う。これをあえて体・徳・知とひっくり返すことの問題はあらへんかなというふうに思います。学校がやっているのは、知・徳・体です。子供の体力をつけにやいかんといったらカリキュラムを変えにやいかん。もっと体育の時間をふやすとかね。だから、これをね、ずうっとこれまで言ってきたのを、あえてひっくり返して体・徳・知とするのは、これは、僕は昔から苦になっている。

○教育長

教育基本法をよく読んでみるとわかりますけれども、これは順番ではなくて、全部並列なんですよね。それで、順番に知・徳・体というふうになっているんですけども、これまでの教育のあり方ということを考えたり、今後やはり子供たちが新城を担う人間に成長するためとか、あるいは新城の学校教育の置かれている一番問題点は何かといったようなことを考えたとき、学校統合等の中で通学がスクールバスでドア・トゥー・ドアとなって、今まで足腰を鍛えるような通学をしていたにもかかわらず、そういったことがなくなったということを見ると、健康あつての頭であるし、健康あつての人生、生活であると。健康というのは、やはり体力が基本になってくるし、その意識が大事になってくるということを見ると、新城教育の中で何をまず意識せにやいかんかと。もう当然、カリキュラムの中では教科教育が意識されているに決まっているもんね。それはもう指導要領にのっとなって粛々と進めていくと。

ですけれども、一番おろそかになりがちなものは何かということを考えてときに、やはり体の部分、健康スポーツという部分を新城教育としてはしっかり周知していかないと、せっかく学問ができて、いざというときに、健康を阻害して、社会に貢献できる存在にならないといった例は多々あるわけですので、やはり健康、体力といったものをしっかりと注視していく意味合いで、体が最初に来ているということなんですよね。

○委員

気持ちはとってもよくわかるのだけれどもね、どうも引っかかるんだな。知・徳・体の調和したじゃいけないね。これは、体をね、学校では体・徳・知というふうに、従来の知・徳・体をひっくり返すとなると、これはカリキュラムを変えにゃいかんと思うよ。体育の時間を倍にするとか、3倍にするとか。ですけれども、これは言わなくてもね、現場ではやっているからね。

○教育長

健康な身体に健全な心が宿ると言っ、それもずうっと、それこそ戦後教育以前から言われていることだからね。

○委員

私、実は、体が一番初めに来るとするのは、すごく新しいなというか、現代的だなというふうに思いました。本当に体が病気の体で何ともならないということ否定するとか、そういうことではなくて、今、賢くなるためにこういうものを食べなさい、こういう食事をしなさいとか、賢い子供を育てなければ何時までに寝なさいとか、そうじゃなくて、体をつくるということをすごく大事にしたりしているんですね。記憶術の中では、体を動かしながら覚えたりすることによって、この動作とこの知識をこう一体にしてものを覚えるとか、そういうふうにして、体を動かすというふうなこと、体をつくっていくということと知というのが非常に結びついているというふうなことが言われています。どんなもの食べていても一生懸命勉強していればというのは最近ではさすがに言われなくて、ちゃんとした記憶のパフォーマンスを上げるために、理解のパフォーマンスを上げるために、自分の体のコンディションをどういうふうにして持っていくのかというのが、実はスポーツではもうずっとそうやって言われていたと思いますけれども、学問というか、勉強の世界でも、随分言われているんですよ。

体をつくっていくというふうなことの重要さというの、先ほど体育というふうにして言われましたけれども、今、食育がすごく大事だというふう言われて、いろいろなところで頑張っていますよね。それだけではなくて、早寝、早起き、朝御飯ということもすごく健康によいことをしているなど。私たちが子供のときと比べると、すごくそこに対する意識も高まっているなど。体というのは、そういうことかなと。いろいろなものパフォーマンスを上げていくベースの部分にこれがあるというのが最近の考え方というくらい、それはもういろいろな生理に基づいて考えられてきていることなのではないかなというふうな気がします。

徳というのは、精神疾患みたいなものをこのまま言っははいけないですけれども、そういうものをやはり一斉にきちんとしておくことによって、自分のリフレッシュをしたりと

か、冷静に考えたりとかということができるとか、そういうところにも結びついてくるので、私は、母親だからかもしれないですけども、体が一番頭にくるというのは、割とすんなり理解ができる表現というか、並列なんだろうと思うんですけどもね。そこから、赤ちゃんから育てていくときに、知のことを考えるんじゃなくて、やはり体から考えてきているよなとかというようにもあって、割と、「学校では」と書かれると、ちょっと私の専門外かもしれないですけども、「新城教育は」というのであれば、これはそんなに私にとっては、どうかなというように項目ではないですね。

○委員

考え方は僕もわかるので。だったらね、何かうまい、変わった表現はないかね。

○委員長

体・徳・知。

○委員

体・徳・知というのは、今まで知・徳・体と言ってきたのに、ひっくり返したという印象がしますね。これまでの知・徳・体というのと関係なく、まず大事なのは体だよっていうようなことを、何か、うまい表現方法はないかね。

○教育長

ただ、文科省も、やはり心の教育、それから、早寝、早起きとか朝御飯じゃないけれども、生活習慣、運動習慣、これにはものすごく力を入れているんだよね。教科教育じゃない。英語教育のほうには力を入れている。教科教育どうこうは、理数教育にしても、それよりももっともっと早寝、早起き、朝御飯に力を入れて、学校教育を通してという形で言っていることも現実だからね。

○委員

でも、先生が今おっしゃったのを聞いて、今、初めてわかりました。知・徳・体という言葉はできあがった言葉なのに、ひっくり返してしまうよというのは、間違った言葉のように聞こえてしまうことに違和感があるということですね。であれば、別の言葉で、新たにここで作ってしまったらというか、そのほうがすっとんと落ちるよねということですよ。

○教育長

違和感のあるところがいいじゃないですか。今までの教育とは違うんだと。右肩上がりなときは、本当に追いつけ追い越せで知識は大事だったけれども、今の安定化社会においては、心のバランス、健康、こういったものが非常に大事なんだよと。当然、高度成長のときとは価値観は違っていいはずなんですね。

○委員

何か、石に口すすぐみたいな感じを受けるんですよ、きっとね、言葉とすると。では、ほかの表現、どんなのがあるかというのはつらいですけども。

○委員長

学校教育の中では、四つの柱は、学び、遊び、健康・スポーツ、しつけ・習慣という言葉になっているわね。徳じゃなくてしつけ・習慣。体じゃなくて健康・スポーツ。

○委員長

それも並列なんですよ、・・・は。

○委員

要はね、知・徳・体と今まで言ってきたものをひっくり返しちゃうと、知を軽視しちゃうような感じがするね。特に今の教育界の流れといえば違うね。もっとノーベル賞を50年間に30人だとか何とか言っているよね。世界に勝つためには力入れにやだめだということ言うし、僕も確かにそのとおりだと思う。そうしないとね、一部の都市なんか行くと、保護者の間で、「勉強は塾でやるからいい。学校は楽しく遊べればいい。体をつくってくれればいい」というふうに、そういう風潮になるのがおもしろくないだな。学校というのは、やはり知育を中心にやる。徳育、体育は、それに付随してついてくる。

○委員長

調和、バランスとかその辺の言葉を少し考えましょうか、並び順はさておきとして。時間もちょっとなくなってきたので、次回、3次案ということで。ちょっと決めておきたいのが、いろいろ議論ありましたけれども、前文と条文という分け方については、これによるのでしょうか。

○委員

僕は、一つにしたほうがいいと思う。

○委員長

そのほかの方、皆さん。

○委員

私は、分けてほしい。

○委員

私も、前文はあって、条文が。憲法もそうなっているので、それでいいと思います。

○委員

私も、憲章をつくる、その意図というのを前文で示したいなという気持ちはあります。

○委員長

例えば暗唱できるものであれば前文でOKして、具体的な中身を条文の中に押しやるというような形にしていけばと思います。では、一応、前文と条文という構成案が一つ。それから、その中身について、文言の話も一つありました。重複している共育という言葉の整理をしましょうというような議論がありましたので、あと、主語をどうするかという話もありましたけれども、今の状態で、何かそこで条文の要望とか異議はありますか。3番はちょっと異質なので、何かほかの言葉で表現できないかという意見がありました。これは難しいと思いますが。

○委員

一番最後に持ってくるとかね。

○委員長

はい。

○委員

それで、また3次案も教育長さんがつくるわけだから。

○委員

それなので、私は、今の意見をまたそれなりにまとめていただいて、それで提案していただければいいんだけど、私は、やはり五徳というのか、五条というのか、その知、これは私も基本的には好きなんだけど、儒教的過ぎるので、これはちょっと外したほうがいいじゃないのかなということを思います。

あとは、「三宝」と「共育」というのは新城ならではの教育ということで、ぜひこれは入れてもらいたいと思っているし、それから、条文の第3条以外は、大体これで私はいいのではないかと思うので、いい言葉を選んでいただければそれでいいじゃないかなと思います。

ただ、この3条のところは、当初の狙いの一つでもあるものですから、それをどういう形にするのか、もう前文の中にこれがあるので削除すればいいのか、あるいは何か付記というような形で置いておくのか、次回の検討事項にもなるんじゃないのかなというふうに思いますが、基本的には今のようなことでまとめていただければいいかなというふうに思っております。

○委員長

一つ条文の一番下に、この前文の下の書き方と同じような形でおさめるという方法もあるかと。そのぐらいできょうはよろしいでしょうか。

○委員

前文と条文ということですが、条文というと本文ということだね。前文があるなら、これは本文。そういうふうにしてはどうか。

○委員長

それでは、日程第2の協議事項はこれで終了しまして、ちょっと5分間、休憩を。

休 憩 午後2時31分

再 開 午後2時36分

○委員長

それでは、再開します。

日程第3 7月の新城教育

○委員長

日程第3 7月の新城教育ということで、(1)教育長報告。教育長、お願いいたします。

○教育長

7月、各小中学校も夏休みに入りまして、それぞれの学校の教育方針のもと、夏休みの諸行事、あるいは子供たちの家庭生活等、今のところ順調に進んでいるのではないかなということ思います。

いずれにいたしましても、夏休み直前から、夏休みに入りまして、まさにスポーツの熱い夏ということで、中学校の体育大会、あるいは小学校の水泳大会等、それぞれ子供たち

全力で頑張り、いい結果を残してきました。

高校野球におきましても、新城東高校と新城東高校作手校舎とが2回戦でそれぞれ西尾高校と西尾東高校と対戦、新城対西尾対決で両方とも勝ちまして、その次、3回戦で両方勝ちますと、4回戦で新城東高校と作手校舎の親子対決が見られるということで、非常に楽しみにしていたんですけれども、3回戦、新城東高校はさよなら勝ちしました。作手校舎はさよなら負けしてしまったものですから、この夢の対決はなくなったわけなんですけれども、それぞれ青春の汗をしっかりとかいているなということをおもいますし、新城東高校作手校舎も、野球部のメンバー初め、しっかりと日々の学校生活を過ごしているというようなことで、本年度、入試が新城市内で20人を切ると、校舎の入試取りやめという瀬戸際に立っているわけなんですけれども、中学3年の子供たちは、自分の進路決定の中で、作手校舎がふさわしい、あるいは作手校舎の特徴が気に入ったという生徒たちが出てきて、何とか20人というハードルをクリアできたらなということをお切に願っております。

それから、先だって教科書採択の協議会が開かれたわけなんですけれども、それぞれ分科会に分かれまして、該当教科の教科書につきまして、一種目ずつしっかりと検討していただき、決定を見ましたこと、本当にありがとうございました。地域の子供たちにとって、どんな教科書が一番ふさわしいのかということの決定権が、採択協議会、そして、市町村の教育委員会にあるわけですので、今後ともしっかりと教科書には注視して、その内容を私たち教育委員が、知識と内容、いろいろな面で専門的な目を肥やしていくことができたかなということをおもいます。

金曜日の三遠南信教育サミット、ありがとうございました。130人近い教育委員の皆さんが、全部で26市町村から集まりました。全部出席すると30市町村になるわけなんですけれども、各市町村から本当に多くの方々が新城に集っていただきまして、三つの事例発表をもとに、私たち新城市との比較においても参考になった部分が多かったのではないかなと思います。

また、参加者の声、何人か聞きましたけれども、やはり新城市に来てよかったなど。後の懇親会でも、新城の地酒の文化を味わうことができよかったなというようなことで、それぞれの情報交換もしっかりできたのではないかなと思います。

東三河は一つ、あるいは三遠南信のこの文化圏といったもの、今後も、やはり新城教育を考える上での一つの視点になってくると思いますので、そういう複眼的な目でもって考えを進めていきたいなと思います。

それから、後ほどお配りしますが、ジオパークの話、これまでも何回かお話してきましたけれども、新城のジオパーク、ジオサイトといった点につきましては、鳳来寺自然科学博物館を中心に、この新城市内の地質、岩石、その上の動植物等、非常に特色あるすばらしいものであるというようなことで、新城の学区の三宝等でも教材として活用する動きを進めているんですけれども、その価値を東三河全域で見ましても、本当に北設から渥美半島の先端まで、すばらしいジオに恵まれております。

今回、豊橋市の自然史博物館、それから、田原の博物館で東三河ジオパーク展を開催しております。これをぜひ教育委員の皆様方にも見ていただきたいなと思いますし、それか

ら、7月24日の新聞に載っていたんですけれども、東三河ビジョン協議会、中西副知事が座長となっている協議会ですけれども、ここにおきましても日本ジオパークの認定を目指すということで、東三河全体をエリアとして、27年度、その認定を目指して動いていきたいというような動きもございます。

そういったことを鑑みても、私たちが新城のジオ、そして、東三河のジオといったものに詳しくなることが大切だなと思います。それから、この日曜日に豊橋の自然史博物館に行ってきました。そうしましたら、世界のジオ、日本のジオ、そして東三河のジオ、それから新城のジオということで、ここから向こう、そのぐらいの広いスペースを使って、新城のジオが、そのすばらしさが紹介されておりました。皆さんに見ていただきたいということで、無料招待券をたくさんもらって来ましたので、8月31日まで開催されておりますので、ぜひごらんになっていただけたらなということを思います。これは、動物園と自然史博物館、両方の招待券でございますので、動物も見られますので、後からお配りしますので、ぜひお出かけください。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

何か御質問がございましたら。

(発言する者なし)

それでは、(2)の7月の行事・出来事ということで、各課のほうから、御報告をお願いいたします。

教育総務課、お願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課から、まず、平日ですが、7月11日金曜日、教育部全体であります、平成25年度の決算審査を受けました。詳細とか細部については、また後日、監査委員会のほうから指摘があるということでもありますので、それが出次第、改善のほうをしていきたいと思えます。ちなみに、今、監査委員さんは前教育委員の中根委員さんということで、かなり教育のほうにも造詣が深いものですから、いろいろな御指摘をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、18日は、皆さんに御参加いただきました三遠南信教育サミットでございます。こちら盛会のうちに終わりました。特に大きな問題もなく、個々にはいろいろありましたけれども、皆さん喜んで、最後までおつき合いいただいたということでありますので、事務局としましては、何か安堵したものであります。

それから、30日です。木材利用優良表彰区ということが書いてあります。こちらについて御紹介をさせていただきたいと思えます。木材利用推進協議会という全国組織があるようです。こちらのほうから、今度、黄柳川小学校が農林水産大臣賞という一番トップの表彰を受けました。木材利用優良施設コンクールということで、この協会が毎年、全国の自治体であるとか、多分民間からも上がっていると思うのですが、県の林務課とか、木材を利用している団体から、推薦を出していただいて、全国から応募があつて表彰していると

いうことであります。応募対象としては、平成22年度以降から平成26年3月までに建築されたもので、木造建築物または内装材利用の施設で、個人利用のものは除くということで、木造のまちづくり施設等も対象になるということであります。全国から107点の応募がありまして、農林水産大臣賞が1点、林野庁長官賞が3点、木材利用促進中央協議会会長賞が5点ということで、この農林水産大臣賞に黄柳川小学校が表彰されたということであります。

これが、7月30日に東京の木材会館で、全国の木材利用推進全国会議というのがその日行われて、その中であわせて表彰式が行なわれるということで、今のところ、教育部長が参加をして表彰を受けることになっております。

それから、土日・祭日・夜の行事であります。今月も9日、23日には鳳来北西部小学校の再編会議に出ております。

28日には作手小学校の設立準備会ということで、今現在も引き続き鳳来北西部の統合の関係、作手の小学校の実施設設計の関係を随時進めているところでございます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課長

まず、7月3日でありまして、学校訪問が東郷東小学校、庭野小学校、そして、7日、10日と新城小学校、鳳来中部小学校ということで、これで1学期の学校訪問が全て終わりました。

7月4日ですけれども、海外派遣生の学習会。だんだん近づいているわけなんです、ほかにも7月25日金曜日、7月28日月曜日に予定されております。

1点、ちょっと漏らしてしまいましたが、7月11日の金曜日は、平成25年度の決算審査を受けました。よろしく申し上げます。

それから、7月16日、いじめ人権サポート委員会。年2回予定されていまして、第1回目が行われました。それぞれのいろいろな立場の方から、いじめ等に対する意見等をいただきました。また、情報交換を今後もしていくということを確認させていただきました。

7月17日は、ハートフルスタッフの連絡会が行われました。

7月23日は、新城市小学校水泳大会がありまして、3地区で一斉で行われました。あと7月29日、教頭・主幹教諭、そして7月30日、教務・校務主任者の研修会が予定されております。

土日につきましては、7月12日、7月13日は、中学校総合体育大会の予定日でありまして、一応行われたわけなんです、13日が途中で雨になってしまいまして、ソフトテニス、ソフトボール、野球が順延という形になってしまいました。予備日でありました7月19日に、この三つのところが行われましたが、7月19日も雨が降ったりしてということで、最終的には野球が残ってしまいまして、7月20日に全て終了しました。

○委員長

ありがとうございます。

続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課ですが、まず、1日の火曜日に「社会を明るくする運動」、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」の合同会議ということで、教育委員の皆様にご出席いただき、大変ありがとうございました。

それに関連して、15日の火曜日に、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」の啓発を県の新城設楽振興事務所と合同で、ピアゴでティッシュ配りをいたしました。

それから、10日の木曜日に公民館の分館長会の役員会を開催しているところでございます。

土日・祭日・夜のほうですが、先月、ちょっと御報告させていただいた、市のPTAと市の子ども会の合同行事の動きに伴うものでありますが、14日には合同役員会ということで、先月は正副会長さんのお集まりをいただき、今度は両方の役員が集って、どうしていくかという話し合いが持たれました。秋に、市の子ども会の大きな行事がありますので、それに市のPTAがうまく便乗していくというようなことで、具体的な動きが見えてくるような会議であったと聞いております。

あと、夏休みに入りましたので、親子の各種教室を開催。7月はこれだけですが、8月にもまた土日を中心に講座等を開催するよう、今、準備を進めているところでございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、文化課、お願いいたします。

○文化課長

9日の日に文化財保護審議会がありまして、本日の議案にもあります文化財の指定等について審議をしていただきました。

23日からですけれども、長篠城址の史跡保存館の特別展ということで、丸山 彭の恩師、山崎延吉展を9月1日まで開催しております。

それから、29日の火曜日ですけれども、新東名高速道路工事でなくなりました中山砦の跡に碑をつくりまして、その完成式が行なわれる予定となっております。

右側の土日・夜ですけれども、5日の土曜日ですけれども、文化会館で安心・安全・減災フェスタというのが行われまして、その一環としまして、指定管理者によります避難訓練コンサート、こちらが行われました。

6日の日には、設楽原をまもる会の主催で決戦場まつりが行われまして、約5,000人が来場されました。

12日土曜日、こちらも設楽原歴史資料館ですけれども、ふみの蔵コンサートを開催しました。

15日火曜日には、新城歌舞伎の実行委員会。

18日には、つくでの森の音楽祭実行委員会がそれぞれに行われました。

19日からですけれども、設楽原歴史資料館で特別展として新城の殿様展が9月1日まで行われております。

今週の土曜日、26日ですけれども、文化事業としまして、つくでの森の音楽祭。

27日につきましては、設楽原歴史資料館の主催で、長篠・設楽原ウオーキングが開催される予定となっております。

以上でございます。

○委員長

では、文化課参事をお願いします。

○文化課参事

では、平日から御説明いたします。

まず、14日月曜日ですが、先月も御報告しましたが、サンショウウオの調査ということで行ってまいりました。このときには専門家の方も来ていただきまして、ついに成体、親を見つけることができました。

○教育長

どのくらいの大きさだった。

○文化課参事

8センチメートルです。あと、これが終わってから写真をお返しします。

これは、愛知県のレッドリストに載っているサンショウウオと同種らしいということで、まだ種が確定していないものだろうということです。今後、専門家の方が同定を進めて、種を確定するというようなことになっていくのかなと思います。

次に25日、博物館ガイドツアー。明日ですけれども、田口高校生がキノコの学習をしたいということで、申し込みがあります。

29日は、文化課と同じように、中山砦に行ってまいりたいと思います。

次に、土日です。

12日ですが、田原市博物館、碧南水族館へ標本の貸し出しを行っております。田原市博物館につきましては、先ほど教育長が言われました、東三河のジオパーク展へ当館の標本、春、東三河のジオパーク展をやったんですけれども、その際の標本と館に収蔵している動物関係の標本152点ほどを貸し出ししております。

次に、13日ですが、ジオツアーを行いました。第1回目ということで、「昔の地震断層を追って」ということで、守義から三都橋にかけて大きな断層が通っておりまして、そちらの現地をめぐるというジオツアーを行ってまいりました。

20日からは特別展「新城市の昆虫・動物展」を開催しております。夏休み期間中、8月31日までということで、今年発刊しました「新城市の自然誌」の「昆虫・動物編」を題材とした特別展になっています。

26日には、野外学習会「パレオパラドキシヤの化石産地と瑞浪の地層」ということで出かけてまいります。

同日ですけれども、豊橋市から「水源地をめぐる会」ということで、バス1台をチャーターして、博物館、そして、ダムのほうの見学会が計画されております。

そして、27日ですが、「子ども&子どもにかえりたい大人の自然講座」ということで、夏休み行事ですけれども、「昆虫のふしぎ」を開催いたします。

同じ日ですけれども、やはり博物館ガイドツアーの申し込みがありまして、浜松市のクラブ隊のガイドを行ってまいります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、最後にスポーツ課、お願いいたします。

○スポーツ課長

まず、平日から報告いたします。

9日、新城ラリーの飲食部会が開かれました。

11日、平成25年度の決算審査が行われました。

14日、ツール・ド・新城のスタッフ説明会を開催いたしました。

18日、金曜日になります。全国大会出場激励ということで、この日は新城ベアーズボーイ中等部の市内の中学生11名を対象として激励を行いました。

29日火曜日ですけれども、市民歩こう会の下見を行います。今年は、旧新城市内をメイン会場として、総合公園から設楽原歴史資料館等々をめぐるコースで設定いたします。

次に、31日でございます。市長の表敬訪問ということで、クラッシュということで書いてございます。クラッシュとは立ち技格闘技ということで、東京都にお住まいの瀧谷渉太君、現在25歳、千郷中の出身です。平成23年に一度、このクラッシュの55キログラム級で世界チャンピオンになりまして、2回防衛したんですけれども、その次の試合までの期間が1年以上過ぎてしまったものですから、返上ということで、26年の1月に、また2代目王者となりました。世界選手権で勝ちまして、26年の5月11日に1回戦を防衛したということで、これに対しまして市長への表敬訪問が行われるということでございます。

3日に新城ラリーの会場部会が行われました。

5日の日には、グラウンド・ゴルフ協会主催になりますけれども、長篠設楽原決戦グラウンド・ゴルフ交歓大会ということで、新城市内外、また、県外からも多くの参加者、1,000余名の方が参加されました。

同じく、5日、愛知県のスポーツ推進委員の研修会が刈谷市で行われました。

同じく、新城ラリーのPRということで、この5日の土曜日と12日の土曜日、新城の夜店にてPR活動を行いました。

8日、新城ラリーの広報部会を開催いたしました。

12日、スポーツ推進委員が中心となって毎月1回行っております子供スポーツクラブを鳳来中部小の体育館で開催いたしました。

同じく、12日、13日、26日、愛知県のB&G連絡協議会が主催いたしますリーダー研修ということで、作手の巴湖でカヌー等の技術を取得するためのリーダー研修を開催いたしました。

14日、ラリーの支援会が開催されました。

17日、スポーツ推進委員の総務委員会が開催されました。

19、20の土日には、ツール・ド・新城を新城総合公園で開催いたしました。例年よりも

150名ほど参加者が少なかったわけですが、845名の参加者がございました。なぜ少ないのかなと考えますと、3連休というのが一つあると。それと、あとは、参加申し込みの締め切り間際がちょうど台風の時期であったということで、結構、当日というか、締め切り間際に申し込む人がいるんですけれども、台風というのがちらついていると、大会もひょっとしてというような思いがよぎるようで、人数が減ったのは残念でございます。

21日には、海の日ということで、B&G海洋センターの体育館、プール、艇庫のほうを無料開放いたしました。

26日、八名小学校のプールにおきまして、子ども市民プールのオープンという形で、今、準備を進めております。

○委員長

ありがとうございました。

では、全体を通しまして、何か御質問あればお願いします。

○委員

学校教育課の7月16日、いじめ人権サポート委員会。ここで1学期が終わったわけですが、学校から、こないじめの例があるなんていうような報告はあったでしょうか。

○学校教育課長

特にいじめということで大きな問題になっているというか、そういうことはなかったです。ただし、不登校の子について、なかなか出られない子がいるのでというようなことで、そこが大きく、どんな状況かということで話し合われました。

○委員長

よろしいですか。

○委員

質問じゃないですが、今、この会の前に、僕ら、教育委員会制度のことでやっていたのですが、三遠南信教育サミットでは余り話題にならなんだね。各地はそんなに深刻にとっちゃおらんのかね。

○教育部長

教育サミットのときには、我々のこの後の交流会のときで、各市町の教育委員会の事務局の職員と一緒にいろいろ話をしたのですが、教育委員会制度の改革については話題に全然出なかったですね。ちょっとこの中には書いてなかったのですが、県の市長会主催の教育関係部課長会議というのが16日の日にございまして、私が出向きました。

その議論のテーマの一つにやはりありまして、各市町から、いろいろな情報だとか話があったのですが、県下の、これは市だけですけれども、この対応状況の話を聞いておきますと、法律が改正されるものですから、それに伴って、例えば、市の条例だとか、規則だとか、そういったものを改正していかにかんとかという、いわゆる純粋な事務的なものをどういうふうにしようかというような議論は各市町でやられてはいるのですが、新城市の教育委員会みたいに、教育委員会制度そのものをテーマとして、教育委員さんがいろいろ議論をしてみえるというところの話が全くなかったですね。そういう面では、うちの教育委員会は結構進んでいるというか、先進的な議論をしているのではないのかなという

感想を持って帰ってまいりました。

○委員

教育サミットのことなんですけれども、長時間にわたって研修会がございましたよね。皆さん、大分お疲れになったと思うんですけれども、椅子が悪いんじゃないかと、変な話なんですけれども。大勢集ったとき、会場はほかにはないんですか。

○教育総務課長

おっしゃるとおりで、施設については、いろいろ検討しました。最初は小ホールでやってということでありました。小ホールは400人入るので、百二十、三十人だと真ん中より前で、寂しいなと思いつつも場所的にはいいということなんです。懇親会を並列してやるというのがこのサミットでございまして、そうすると、懇親会ができる会場というのはやはり観光ホテルとなりました。小ホールから、そこまで移動をしてということになると、輸送の問題もありますし、文化会館の中で、お酒を飲むということで、文化会館ではできないよということがありましたので、全て観光ホテルでやったらどうだということになったんです。椅子についてはちょっと長時間ということがありまして、結果的には、皆さんに御負担をかけたかなということは反省しております。

○委員長

何か特段苦情を聞きましたか。

○委員

いや、研修会のほうが済んだとき、皆さん、結構こういう感じで、何か疲れたような感じをしていらっしやったような雰囲気がありまして、去年なんかは質問も。南信でやったでしょ、どこだったか、飯田でしたっけ、去年は。

○教育総務課長

阿智村です。

○委員

ですかね。去年は結構質問も出たんですけれども、今回はなかなか質問も出なくて、皆さん、お疲れになったのかなと感じたんですけれども。

○委員

褒めていただきましたよ、誠意もあるサミットでしたということ。

○教育長

皆さん、喜んでくれましたよ、非常によかったと言って。

○委員

私が言いたかったのは、要するに肉体的に疲れられたのではないかという感じ。せっかく、いい文化会館という場所がありますし。

日程第4 議案

○委員長

それでは、日程第4へ行きます。

議案としまして、第15号議案 新都市文化財の指定についてということで、15号、16号、

二つ一緒にいいですね。お願いいたします。文化課、お願いします。

○文化課長

今回、2件の文化財の指定について、お願いしたいと思います。

まず、第15号議案ですけれども、種別及び名称としましては、美術工芸品、彫刻の木造獅子・狛犬像一対です。所在につきましては、新城市門谷字鳳来寺4。所有者は、宗教法人東照宮、鳳来山東照宮であります。現状としましては、次のページに写真がつけてありますけれども、向かって右側が獅子、そして、左側で角があるのが狛犬ということです。獅子の高さとしまして35.8センチメートル、狛犬が33.5センチメートルとなっています。江戸時代前期のもので、保存状態としてはおおむね良好だということです。この由来と沿革ですけれども、慶安4年に創建されました鳳来山東照宮は、全国の東照宮の中でも、将軍家が直接かかわった初期の東照宮の一つに掲げられているということです。

指定の理由としましては、本尊の制作が江戸時代前期で、本殿におさめられております家康像、隨身像ともにおおむね良好な保存状態でありまして、江戸幕府関与のもと、東照宮本殿内におさめられたもので、全国的にも希少価値が高く、学術的にも貴重であるということで、指定をお願いするものであります。

続きまして、16号議案のほうですけれども、こちらにつきましても、同じ、鳳来山東照宮の所有のもので、種別・名称等につきましては、美術工芸品の彫刻の木造隨身像2軀です。所在の場所及び所有者は、先ほどと同じ、東照宮となっております。

現状としまして、こちらも次のページに写真をつけてありますけれども、ちょっと小さくて見にくいんですけれども、左側が隨身1、左脇ということで、右の像になります。高さが57.5センチメートル。やや老相の像となっております。写真右ですけれども、隨身2ということで、右脇ということで、左側の像になります。高さが58.7センチメートル。若い相の像となっております。どちらも江戸時代前期のもので保存状態はおおむね良好ということです。

由来と沿革及び指定の理由につきましては、先ほど説明いたしました獅子・狛犬像と同じであります。

なお、この指定につきましては、昨年度から文化財保護審議会で現地の実査を含めて審議を重ねてまいりました。最終的に今年の7月9日に開催されました審議会において指定についての回答をいただきましたので、今回、お願いするものであります。

以上でございます。

○委員長

第15号議案、その次の第16号議案につきまして、御質問、何かございましたら、お願いいたします。

○委員

知らないものですから教えていただきたいんですが、市の文化財に指定されると、指定されない時と指定された後ではどのように違ってくるのでしょうか。

○文化課長

メリットとしましては、修理等に対して市から補助金が出ます。一応3分の2が出ます。

制約としましては、やはりそのものを改修だとかいろいろするときには届け出等が必要になってきて、そういう制約が出てきます。

○委員長

これは、東照宮側で気をつけて管理するときの何かというのはあるんですか。

○文化課長

東照宮側で設備ですか。

○委員長

というのは、文化財指定された場合というのは何かあるんですか。

○文化課長

いや特に。今までどおり管理していただくような形になりますけれども。

○委員長

ほかに何かございますでしょうか。

○教育長

これは余談ですけども、このこととは直接関係ないんですけども、新城市内の文化遺産はたくさんあるんですけども、この間、ある方と話をしている、日本の砥石でナンバーワンが三河砥石です。日本刀の最後の仕上げなんていうのは三河砥石が最高なんですけれども、今、その三河砥石を発掘しとるところが、もう鉱山が閉鎖されちゃっているわけ。それで、いずれまたそういったものが脚光を浴びてきたり、あるいは在庫がなくなったときには必要になってくると思います。だから、そういう意味合いにおいて、宇連ダムの奥にある三河砥石の採掘鉱というのかな、あそこもちょっとまた文化財審議会でも検討してもらえるとありがたいなと思います。

それから、もう一つ、新城のジオの最高峰として、私は個人的には障子岩岩脈。これは、日本のナンバーワンだと思います。そこにたどり着くまでのその道程が非常に厳しいということと、余りにもまだ知られていないということ。こうした面から、あそこに光を当てていくという営みを教育委員会としても何かできないだろうか。将来の東三河ジオパーク構想を考えると、あれが一番の売りになるというふうに思うんですね。ぜひまた、館長が教育委員のジオツアーを組んでいただけたら、皆さん、それまでに足腰を鍛えていただいて、見に行くと穴滝の比じゃないね、すばらしいものですので、これも一つ頭の隅に置いていただけたらなということを思います。

○委員長

それでは、第15号議案、それから第16号議案、ともに新城市文化財の指定について、この議案について、賛成の方は挙手のほうをお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成です。ありがとうございました。

日程第5 協議・報告事項

○委員長

続きまして、日程第5 協議・報告事項ですが、(1)と(2)につきまして、秘密会

議といたしますので、日程第6の後にさせていただきます。

ですので、日程第5、(3)から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3)平成26年度中学生海外派遣事業について、学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課長

平成26年度の新城市中学生海外派遣事業の計画を載せさせていただきました。目的地は、昨年と同じ、大韓民国です。期日ですけれども、8月19日の火曜日から8月23日土曜日までの4泊5日を予定しております。引率者につきましては、団長が作手中学校長の木村先生。そして、そのほかの引率者として八名中学校の松本先生、千郷中学校の豊田先生と3名が引率することになっております。また、中学生の参加でありますけれども、男子6名、女子14名の合わせて20名が参加予定となっております。

その後ろのページを見ていただきますと、派遣の実際の計画等がここに載っております。特にメインでありますホームステイというあたりでいいますと、8月20日に慶北大附設中学校のほうに午後行きまして、そこでホストファミリーと対面式を行うということになっております。その日はホストファミリーのところへ1泊します。そしてまた、もう1泊、ホームステイをさせていただいて、あとはお別れ式等を行って、5日目に新城のほうに戻ってくるという予定になっております。

その右のページを見ていただきますと、今までの学習会、そして、今後の学習会等の流れが出ております。海外派遣の結団式につきましては、8月8日金曜日を予定しております。文化会館の大会議室で行う予定です。

それから、実際に行って戻ってきてからであります。事後学習会ということで10月17日。ここの集会室にて行いまして、海外派遣等のまとめ、それから、報告会の準備を行います。12月3日の水曜日が海外派遣報告会ということで、保護者にも参加いただきまして、文化会館の大会議室で行いたいというふうに考えております。

計画等については、以上であります。

○委員長

それでは、中学生海外派遣の件につきまして、何か御質問ございましたら、お願いします。

○委員

ちょっと2点、確認させてください。

この子供たちの男女比だとか、そういうのは別に特段考慮はないんですか。何か男子が少ないような、一見見てそう思ったんですけども。

○学校教育課長

考慮といいますか、出てきたところで、やはり女子のほうが参加したいという意欲の強い子が多かったように思います。学校から出てきた時点でそうなってございました。そして選考の結果このような形に最終的になりました。

○委員

それでは昨年、一昨年と比べて、そんなに違いはないですか。その男女比とかそういうことは。

○学校教育課長

ちょっと昨年の記録が今、手元になくて申しわけないですが、女子の方が多いという傾向は続いていると思います。

○委員

迎えるほうはどうなんですか。受け入れるのは。

○教育長

基本的に性差、同じ人数でということで、返礼というか、答礼もあるわけですけども、たまに違うことあるんですけども、同じ人数で、こちらがやった人数の男女比で向こうも返してくださるというのが基本ですね。

○委員

同じ男女比で。こちらが女の子が多いと向こうも女の子を多く返してくると。

○教育長

だから、去年は男子もちょっと多かったんだけど、やはり男子が多くこちら来られる形で。なかなかホームステイというものに入ると、やはり異性になると難しいところもあるんじゃないですか、思春期です。

○委員

そういう意味でね。こちらと同じような形でということですね。

○教育長

行った家庭の、ホームステイした家庭の子供たちがこちらへ来るということですので、こちらから行ったときも、大概同性のうちにホームステイするというのが原則でやっています。

○委員

わかりました。

もう一個は、私たちが出席するのは、8月8日でよかったでしたかね。

○学校教育課長

8月8日は、お願いできたらと思います。

○委員

保護者出席の海外派遣結団式に出るとのことですね。

○委員

千郷中学校と東郷中学5人、新中、鳳来中3人というふうになっておりますが、これは学校の規模に応じて人数を割り振ったということですか、たまたま希望がこうなったということですか。

○学校教育課長

ある程度、学校の人数比はあると思います。希望の多い少ないも若干あると思いますが、一応基本的にその人数比はあると思います。

○委員

最近、韓国の安全性というのが問題になっているので、大丈夫かなという気が親にもあらへんかなと思いますので、その辺の確認はきちんと旅行業者等通じてやっていただいた

らいいなというふうに思います。

○学校教育課長

その辺のところ重々気をつけて、旅行業者とも連携をしっかりとって、安全に進めていきたいと考えるので、よろしく願いいたします。

○委員長

よろしいですかね。

(発言する者なし)

それでは、(4)平成27年度「共育の日」について、同じく学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

海外派遣事業の実施計画の裏面、その後のページになります。

平成27年度の「共育の日」であります。1日開催ということで、今年でちょうど3回目を迎えました。それで、来年度の候補日なんですけども、時期は6月がいいであろうということなんですけど、6月13日の土曜日か、あるいは6月14日の日曜日かというところで、どちらの方がよろしいかということで、御意見等をお聞きできればということで提案させていただきました。

平成26年度の問題点ということで挙げさせていただきましたが、外国籍の子供たちだとか、あるいはキリスト教徒の子供たちが休んでいると思われることであります。新城小学校ですと、15人中の5人が欠席し、東郷西小学校は、1人欠席の2名早退。そして、新城中学校では10人中2名欠席、2名早退ということでありました。

本年度は日曜日開催でありましたので、公共交通機関が休みであったためにバス等の手配をしていただきました。市の担当者でやっていただいたものですから、できなかったことではないんですが、東陽小学校、鳳来西小学校、鳳来中学校、作手中学校と4校が特別にバス等を依頼したということがございました。

それから、3つ目といたしまして、ほかの市の様子ということで、豊川市も、「共育の日」という意味ではありませんが、「学校へ行こう」の日ということで、1学期、2学期、3学期に各1回ずつ設けているそうです。5月は第3土曜日と決まっているそうです。1月は、同じように、これも第3土曜日。そして、2学期につきましては、いろいろ行事等が重なるということで、各校の計画で行っているということで、日にちまでははっきりしていないようであります。

それから、豊橋市でありますけれども、豊橋市は、全体で決めてやる日は特にないようですが、6月18日が「いのちの日」という形になっております。この日は保護者の皆様も呼ぶとかそういうことは決まっていますが、その日を豊橋全体で何らかの命を大切にするというような日にしているということでもあります。

3については、他市の様子ということで、ちょっと載せさせていただきました。

今までも日曜日を開催してきたのは、できるだけ多くの人に出ていただくというようなことを主にして日曜日としてきたかと思うんですが、日曜日だと、どうしても都合が悪くなってしまう子もいるというようなこともあります。そこで、土曜日か日曜日かどちらが

よろしいでしょうかということで、御意見がいただけたらと思います。

○委員長

「共育の日」について、これは、一応A案、B案、どちらかということで決めたほうがよいということですね。

○学校教育課長

皆さんがそう言っていただければ、そのようにしていきたいと思います。

○委員

これは、我々よりか保護者からは何か声は出ていないですか。土曜日がいいか、日曜日がいいか。

○学校教育課長

保護者からの声は、直接は聞いてはいません。ただ、学校から言いますと、やはり宗教的な理由などで休んでしまう子がいるというようなことは出ていました。

○委員

それに関連して、例えば、これは6月の第2か第3かな。第2土曜日か。このころは何かほかの定例的な行事があつて、そのために土曜日を避けて日曜日にしたとかそういうわけじゃないんですね。今の話だと、日曜日のほうが保護者が多分参加しやすいだろうということでやったら、キリスト教関係の人が多少出られなかったということだけれども、土曜日にすると、そこにもし行事が入っていたりして、定例的に何かの行事があつて、もう前にそれを組んでいたら、共育の日が来て困ったというようになってしまふといけないものですから。その辺はどうでしょう。

○学校教育課長

定例的な何かがあるとは伺ってはいないんですけれども、キリスト教徒の子でいうと、日曜学校といったように、日曜日に教会に行かれる方がいるというようなことだとか、あるいは外国籍の方だと、基本的に日曜日は休みであり、学校には行かず家庭を優先すると考えておられる方もいるようです。

○教育長

そもそものスタートのところは、「家庭の日」というような意識でやっていたんですけれども、各学校あるいは市教委の年間行事等をずっと照らし合わせていったときに、この6月の第2、第3あたりが何とか他の行事と重なり合わない、そういったところだということで、1日に絞ってみてはというような形で今年があつたわけなんですけれども、土曜日か日曜日かどちらがいいかといったときに、こういった、今、課長のほうが話したような話題が出てきたわけなんですけれども、総合的に考えたときにどちらがいいだろうかと。最終的には、校長会等の判断も大事にしていきたいというふうに思うんですけれども、とりあえず教育委員の皆様方のお考えをお聞きしてというようなスタンスで学校教育のほうも考えております。

○委員

特別に何か定例的な行事が入っていなければ土曜日でもいいと思うので、早目に言ってあげることが大事かなと思います。それで、多くの運動会だとか、学習発表会、学校の行

事も土曜日にやることが多いものですから、そこら辺は余り問題じゃないかなということ
は思う。あと、もう一個は、今まで日曜日でやってきて、多少のこういう問題が出たなら、
特に交通機関だとか、土曜日にやっても交通機関は一緒なのかもしれないけれども、土曜
日にやってみて、それで日曜日と土曜日の双方に開催してみて、またその後で検討すれば
いいぐらいのことじゃないのかなというふうに思いますけれども。

○委員長

特に、この曜日だ、このほうがいいのかと、そういう意見はありますか。

○委員

わからないんですけども、土曜日に仕事があって、日曜日だけ休みと。今、週休2日
があるので、日曜日と、あと、例えばほかの日、何曜日かということなんでしょうかね。
土日連休の会社がどのくらいあるのかなとか、その辺がちょっとわからないんですけども。

○教育長

製造業なんかは、もう年間通じて割り振っちゃうから、土曜、日曜も関係ない3交代と
いったような業種もたくさんありますね。

○委員

あるね。それから、床屋さんだとか、おすし屋さんだとか、うちの休みは火曜日だとか
水曜日だとか、そういうふうに言われる方もあるので、それはやむを得ないと思うんだよ
ね。

○委員

宗教上の配慮というものをどういうふうにして扱うのかということが、ここであえて日
曜日はどうかということだと思うので、向こうの話というか、そこをどう考えるかという
ふうなことを、ここでちょっと考え方の方向性を出せるといいのかなというふうに思った
んですけども、いずれにしても、今いろいろ出たように、もう土曜日が休みとか日曜日
が休みという方ばかりじゃないよねという中で、でもやはり1日決めなければならないと
いうふうなことであるならば、基本的には、「いつでも学校に来てくださいと言っていま
すよ」というのをきちんと前に出していくというふうなことで、1週間、共育のことを考
える週間になっているので、この1週間、ここの前後だけでなくもいいですけども、
これだけが学校に来ていただくチャンスではありませんからというふうなことを示してお
ける、言いわけではないですが、何かのチャンスをこういう制度上で奪われたみたいな印
象にならないようにしておくことが、今できることかなというふうな気はしますので、こ
こで宗教的な問題について、どういうふうに思いますかということを考え、考えるという
か、そうではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長

特に宗教の話ですとわかりませんが、クリスチャンは日曜日が休みなので出ない
でしょう。多分そうだと思う。

○委員

日曜日のほうが休みの人が多いから、そこに合わせる、多数のほうに合わせると考える
のか、宗教上の理由で来られないというところに配慮をしていくべきだと考えるか。

○教育委員長

これは難しい。

○委員

難しい。

○委員

宗教のこと、話し合うと非常に難しいので。ただ、これ日本の学校だし、新城小学校でも10名は出席している。新城中学校も8名は出席しているので、余りそのことは、私は考慮しなくてもいいと思う。やはりどちらかという、日曜日は今までやってきたけれども、今度は土曜日でやってみたいと。こうやって提案があったのは、そういうことですよね。

○学校教育課長

土曜日でも1つの選択肢かなとも思うんですが、必ずしも土曜日というわけでもなくて率直な御意見がいただけたらと思って出しました。

ただ、日にちは、先ほどもいいましたように、学校のいろいろな行事から考えると、シンボリックな1日をとるとすると、このときくらいしかなかなかとれないというのが現実であります。

○委員

土曜日でも日曜日でもどちらでもいいなら、先ほど委員さんがとてもいいこと言ってくれました。「この週は共育の週だから、いつでも学校のほうは受け入れますよ」という、そういう中なので、別にどちらでもいいんですよね。それで、あとまた校長先生方の御意見も伺ってもらえば、特にどうしても教育委員会で決めにゃならんような、そんなことじゃないような気がするんですけれども。

○委員長

14日日曜日になると、最大その集客が一番見込めるとは思います。土曜日、仕事という人は多いですから。来られるという格好であれば。それを想定するとしたらですよ。いろいろな事由の方々がいらっしゃると思いますけれども。

○委員

どちらでやっても、どちらが学校公開日というか、イベント的なことをやってもいいよみたいな話にして、でも「共育の日」というのは、シンボリックに決めたいんだと、そういうことですか。

○委員

1日に。それは日として決めるんですよね。学校公開日をどちらにするとかというのは自由ですか。それとも、やはりその共育の日に学校公開してねという、そういうことですか。それは同じ日にやはりやらなきゃいけない。では、その日と決めたら、学校裁量でどちらでもいいというわけにはいかない。

○委員

何をやるかによっても、見てもらうだけじゃなくて、いろいろなやり方があるので、あれでしょうかね。

○委員長

特段1日だけにするというのであれば、教育委員の皆さんからは特段意見はないということですが。

○学校教育課長

ありがとうございました。それでは、もう一度さらに、校長たちに話を聞き、最終的には判断させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長

それでは、(5) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業について、学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課長

では、よろしく申し上げます。

次のページになりますが、平成25、26年度の新城市教育委員会委嘱の新城市「体徳知」の教育活動推進事業、2年目ということで、研究会の案内を出さしていただきました。また、11月6日の木曜日に、ここに掲げてあります6校が一斉に研究会を行いますので、もしお時間等がありましたら、ご覧いただけたらありがたいと思います。

裏面には、各学校の研究内容等につきまして、簡単に紹介させていただきましたので、よろしく申し上げます。

○委員長

新城市「体徳知」の教育活動推進事業の研究発表会の御案内ということで、これで何か御質問ございましたら、お願いいたします。

○委員

ちょっと確認ですがいいですか、いいですか。

○委員

これは、全部一斉に11月6日にやるんですか、この6校。そういうことですよ、期日が11月6日というのは。

○学校教育課長

その予定です。

○委員

それで、教育委員の割り振りがあるとかそういうことはないですよ。都合がよければ出て、どこか適当なところへ出ると、そういうことでいいですか。

○学校教育課長

もし都合がよければ出ていただいて、見ていただけるとありがたいと思います。

○教育長

各学校から御案内が来るとしますので、複数学校を見てもらえるとありがたい。

○委員

これを研究週間で見に行く人たちがいるということですね。

○委員長

ほかに御質問ありますか、よろしいですか。

(発言する者なし)

また、御案内来るかと思しますので、よろしくお願いいたします。

日程第6 その他

○委員長

日程第6 その他につきまして、(1)文化事業について、文化課、お願いいたします。

○文化課長

文化事業の新城薪能について、お知らせします。一番後ろにチラシができましたのでつけてあります。本年度は8月23日土曜日の午後4時30分から、新城文化会館大ホールで行われます。毎年、委員長さんに火入れ式をお願いしておりますけれども、今回につきましては、都合により教育長さんに火入れ式をお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長

では、学校教育課から2点、追加でその他。お願いします。

○学校教育課長

まず、お知らせであります。前回も話題にさせていただきましたが、学校環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会ということで、8月21日15時に、場所はここで開催させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

派遣依頼等につきましては、後日出させていただきます。

○委員長

8月21日3時からですね。

それから、もう一個、英語コンベンションの件。

○学校教育課長

8月1日の13時30分から行われます英語コンベンションですが、そのときに、ごあいさつを教育委員の方にお願いができたらと思います。初めのごあいさつと終わりのごあいさつということになるかと思えます。

○委員長

そのほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

それでは、日程第6 その他はこれで終了とさせていただきます。

○委員長

次回臨時教育委員会議は8月21日の1時半からです。場所は改めて御連絡いたします。

○教育長

それから、27日、教育委員会議があるんですけども、今、事務方といろいろなところで、岡野薫子先生が、児童文化功労賞とって、ものすごい賞をいただいたんですよ。もうそうそうたるメンバーが受賞している。その祝賀会を市長部局も市長さん含めてやろうじゃないかという話が持ち上がっているんですけども、この27日の夜、もしできたらということで、詳細については今後検討していきたいというふうに思うんですけども、市

長、議長を出席してくださいますので、教育委員の皆さま方も、出席していただけるとありがたいかなというふうに思います。

○委員長

8月21日、1時半、臨時教育委員会。それから、8月27日は1時半から研修会。2時半から定例の教育委員会会議ということになります。よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

長時間、皆様、お疲れさまでございました。

7月の定例の教育委員会会議をこれにて閉会させていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 午後 4時30分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記

